

昭和56年5月31日以前の建物が対象

地上2階建て以下の専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなど

目黒区

耐震化助成制度のご案内

事業者との**契約前に目黒区へ申請**が必要です！

書類等のやり取りは、メールや郵送でも可能です

まずは仮受付をお願いします。
除却工事をご希望の方は、QRコードから
耐震シェルターをご希望の方は、直接お問い合わせください。



建替えを前提とする 除却工事助成



除却費用
50%
上限50万円

- 要件
- ① 現在所有者が居住し、建替え後も住み続けること
※相続人が申請者の場合
申請建物に被相続人(前所有者)が居住していた場合は、相続人が現在居住していなくても対象となります。
 - ② 住民税・固定資産税を滞納していないこと
 - ③ 解体工事の契約・支払いは申請者がすること

耐震シェルター助成



設置費用
全額
上限50万円

- 要件
- ① 住宅の1階部分にシェルターを設置すること
 - ② 避難行動要支援者のいる世帯
 - ③ ②のうち、65歳未満の高齢者の場合は年間所得が200万円以下の世帯
※ 避難行動要支援者とは、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得者、介護保険の要介護・要支援認定者の方です。

※ 費用負担を軽減する委任払いを利用できる場合があります。

手続きの流れ





木造住宅

平成12年5月31日以前の建物が対象

地上2階建て以下の専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなど

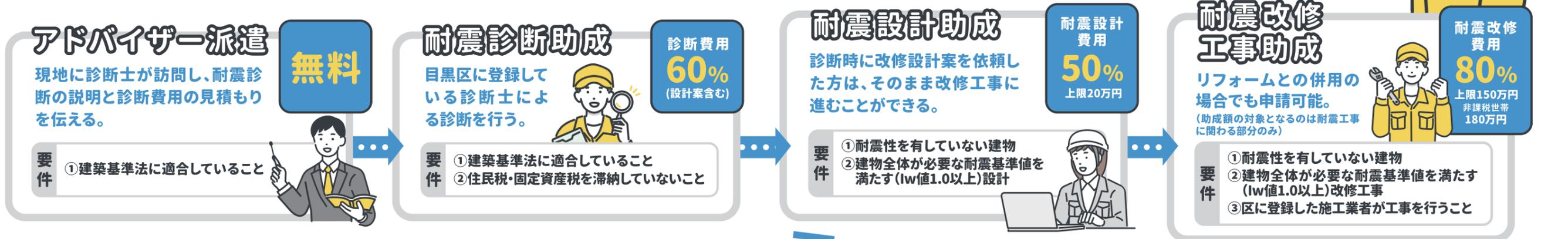
事業者との契約前に目黒区へ申請が必要です!



まずは仮受付をお願いします。
アドバイザー派遣、耐震診断をご検討の方は、二次元コードから耐震設計、耐震改修工事をご検討の方は、直接お問い合わせください。



書類等のやり取りは、メールや郵送でも可能です



とりえず専門家の意見を聞いてみるだけでもOKです! 必ず改修工事まで行わないといけないというわけではありません。



耐震診断
東京都に登録している診断事務所※による診断(助成なし)を行った場合、設計及び改修工事の助成を受けることができる。
※東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録された耐震診断事務所

耐震基準値(Iw値)とは?
震度6強程度の大地震で建物が倒壊する可能性を判定した指標で、数値が大きいほど安全です。
Iw 1.0以上で倒壊する危険性が低いとされています。

危険 ← 0 0.7 1.0 1.5 → 安全



※ 費用負担を軽減する委任払いを利用できる場合があります。